

# 令和3年 地方分権改革提案

## 土地改良法に基づき市町村が定める 応急工事計画に係る 議会議決を不要とする見直しについて



令和3年7月13日  
那須塩原市

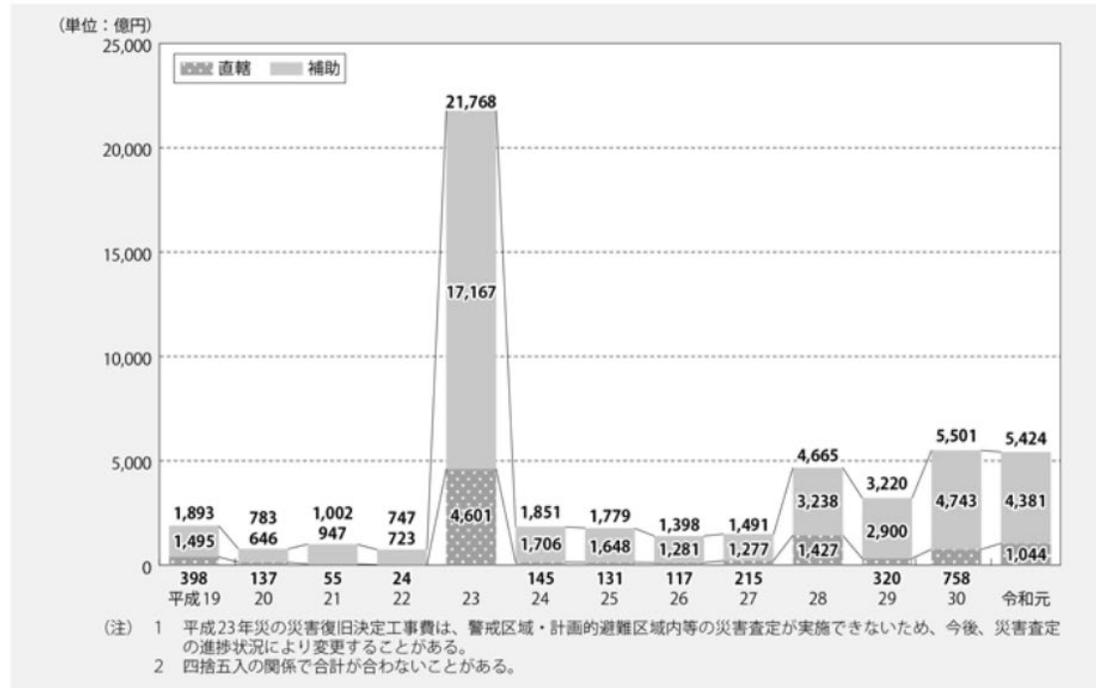


# はじめに

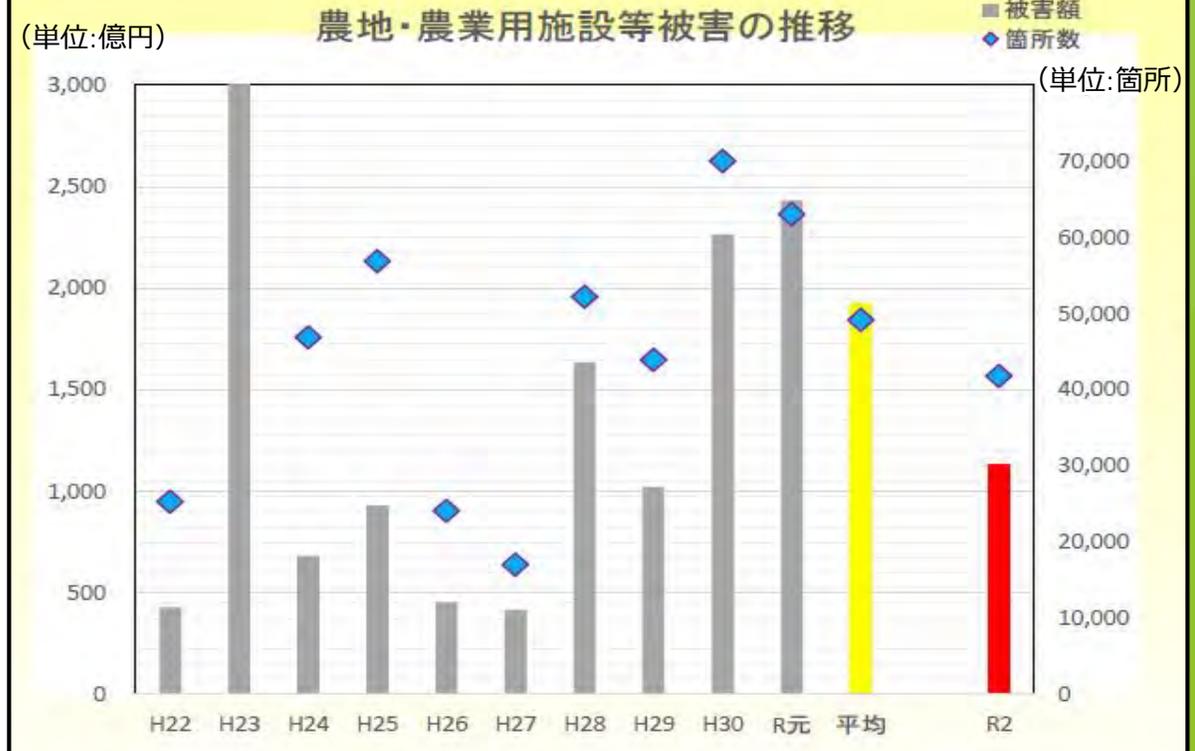
全国で災害の頻発化、激甚化が進んでおり農地や農業用施設の被災も増加。  
平成27年まで500億円前後で推移していた年間被害額（東日本大震災は除く）は平成28年から5年連続で1,000億円を超えている。

このような中、本市は、令和元年東日本台風により甚大な被害を被った。

資料6-4 近年の災害復旧決定工事費の推移



出典：国土交通白書2020



出典：令和3年度災害復旧事業地方検討会  
(関東農政局農村振興部防災課)



# 本市における令和元年東日本台風の被害と土地改良事業の復旧状況

- ・ 災害復旧箇所31件（※）、被害総額76,000千円
- ・ 災害復旧の進捗状況は、2021年6月時点で100%

※国庫補助の災害査定を受けた件数

## 災害時



## 復旧後





# 土地改良事業における災害復旧工事の流れ



※③～④と⑤～⑥は一部並行して進めている。

◇手続きの根拠 = 土地改良法第87条の5 (第96条の4準用)

第96条の2から第96条の4までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第2条第2項第5号の土地改良事業を行う必要がある場合には、市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、その事業を行うことができる。



# 支障事例

市町村が災害復旧事業等を実施する際に、土地改良法では応急工事計画を定めその計画について市議会の議決を求めることとなっているが、議会の開催には通常でも1か月から3か月かかり、迅速に実施しなくてはならないはずの災害復旧事業に支障を来している。

## ◇具体的な手続き



令和元年東日本台風の際には市内広範囲で災害発生のため確認に約1か月かかった(全31箇所※)

応急工事計画の記載事項

- ・地域の所在、地積及び被害前後の状況
- ・一般及び主要工事計画
- ・工事着手及び完了の予定時期
- ・事業費
- ・工事の効果
- ・現況、計画図等図面

- ・議会へ計画上程協議
- ・調整会議及び庁議へ付議
- ・議員全員協議会付議

当市では通常7日前に招集

**議決までに約3か月が必要**

※場合によっては3か月以上必要

※国庫補助の災害査定を受けた件数。



## 他の団体における支障事例

### 県内

那須烏山市：当市は予算を議決、計画を議決で対応しているが、現地調査及び査定設計書の作成に1～2か月、入札に2～3か月程度の期間を要している。議会手続には書類作成、調整等で1か月程度の期間を要しており早急な対応ができず、早期の復旧につながらない。

那須町：当町は予算を議決、計画を議決で対応しているが、土地改良法手続きは国庫補助の事業費の決定通知が到着してからとなるため、議会の議決に災害から2か月程度要する。

さくら市：当市は予算を専決、計画を議決で対応しているが、被災に際して市に対して農業用施設の管理者や農地の所有者から、営農への影響を最小限に留めるための要望が提出されるなど早急な復旧工事を求められるが、議決に要する事務的な時間が増加することにより、早期復旧に支障が生じる。

### 県外

A団体：平成30年度から令和2年度までの3年間で、災害復旧事業は12件、応急工事は2件行っている。

本市は南九州に位置しているが、近年においては豪雨災害等に伴う災害復旧件数の増加が見られ、工事件数の増加も懸念している。議会手続には1～3か月を要するため、迅速な災害復旧の観点からは議決不要とすることが望ましい。

B団体：災害時における迅速な対応が求められる中、将来対応する場合には、実施にあたってのステップが少ない方が良い。

また、災害で逼迫している状況下、更に関係職員の事務量が増大することも懸念しているところである。

C団体：議決の内容は工法など技術的な細目にわたるものであり、個別に議決を採るべき内容ではないこと、仮にこうした内容を審議する場合でも、予算審議の際に参考資料を供した上で議論すれば足りることから、議決不要と考えている。

県内だけでなく県外でも当市と同様の支障が生じている。



## 国・県との手続きの比較

国  
・  
県

### ◇土地改良法第87条の5（読み替え前）

第85条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第2条第2項第5号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

### ◇土地改良法第96条の4

第96条の4第1項の規定により行う土地改良事業には、～（略）～第87条の5～（略）～の規定を準用する。

この場合において、～（略）～第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」～（略）～と読み替えるものとする。

### ◇土地改良法第87条の5（上記読み替え後）

第96条の2から第96条の4までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第2条第2項第5号の土地改良事業を行う必要がある場合には、市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、その事業を行うことができる。

市  
町  
村



## 支障事例に対する本市提案

- ・近年、**災害は頻発化・激甚化**してきており、土地改良法に基づく**災害復旧工事**も今後増加することが考えられる。
- ・一方、高齢化や後継者不足により就農人口が減少していく中で、今後、農地や農業用施設の災害復旧について市町村の役割はますます重要となってくる。
- ・現に、**令和元年東日本台風の際の災害復旧**について、栃木県内では約1,100件（※）の災害復旧があったが全て団体営事業（市町村や土地改良区）で行われ、その内、**約91%が市町村事業**である。  
※国庫補助の災害査定を受けた件数。
- ・多くの災害復旧を手掛ける市町村は議決を得なくてはならないが、**国や都道府県の場合は応急工事計画を定める際に議会の議決を得る必要はない**。
- ・また市町村の道路等の他部局は応急工事計画を策定していないため、農地や農業用施設の復旧は一步遅れる。
- ・応急工事計画について、**復旧前後の状況や工法等を記載**するが、原型復旧という主旨を踏まえると**市議会での審議が必要か疑問**。
- ・**工事の内容は予算審議（例外的な措置である予算の専決処分を含む）**においても議会側に説明しており、再度応急工事計画として審議を経る必要性は低い。
- ・国や都道府県の災害復旧と市町村の災害復旧について、このような差が生じることに合理的な理由は見当たらない。市町村も早急に災害復旧を行えるよう、**議会の議決を法定で義務付けることは見直す必要があるのではないか**。



市町村が災害復旧について重要な役割を担っているのにも関わらず、市町村営で行う農地や農業用施設の災害復旧のみ議決を得る必要があるのは均衡がとれていない。

**迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。**